熊谷市人事行政の運営等の状況について

熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営 等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況

ア新規採用

平成19年度は、22人(うち女性8人)の職員を新たに採用しました。 なお、職種別の人数は、次のとおりです。

職種	男性	女 性	合 計
一般事務	3 人	3 人	6 人
保 育 士	0 人	3 人	3 人
技能労務職	6 人	0 人	6 人
幼稚園教諭	0 人	2 人	2 人
消防職員	5 人	0人	5 人

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち改めて任期を定めて(1年)採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

平成19年度は、フルタイム勤務職員1人(うち女性1人)を新たに採用し、 フルタイム勤務職員2人(うち女性0人)の任期を更新しました。

(3) 職位別任用状況

副課長相当職以上の平成20年3月31日現在の職員数は294人であり、 内訳は次のとおりです。

	部長相当	課長相当	副課長相当	合 計
職員数	34 (1) 人	112 (6) 人	148 (29) 人	294 (36) 人

※ ()内は、女性の数で、内書きとなっています。

(4) 退職の状況

平成19年度は、76人(うち女性28人)の職員が退職しました。

事由別にみると、定年退職が53人(うち女性19人)、勧奨退職が18人(うち女性9人)、自己都合等その他の退職が5人(うち女性0人)となっています。

(5) 部門別職員数の状況

平成18年度から平成20年度までの各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次のとおりです。

	区	分	稍	战 員 数	(人)	対前	 了年増減数	: (人)
部門			18年度	19年度	20年度	18年度	19年度	20年度
	議	会	13	11	11	▲ 3	A 2	0
	総	務	232	225	206	▲ 18	▲ 7	▲ 19
	税	務	101	100	90	9	1	▲ 10
一般行政部門	労	働	7	7	6	0	0	▲ 1
	民	生	236	225	220	▲ 5	▲ 11	▲ 5
	衛	生	152	155	153	5	3	A 2
	農材	木水産	52	50	43	▲ 4	A 2	▲ 7
	商	П	21	20	22	7	1	2
	土	木	176	173	178	▲ 12	A 3	5
	小	計	990	966	929	▲ 21	▲ 24	▲ 37
特別行政部門	教	育	243	230	208	▲ 25	▲ 13	▲ 22
	消	防	245	242	246	1	A 3	4
普通会計	計	+	1, 478	1, 438	1, 383	▲ 45	▲ 40	▲ 55
	水	道	57	50	48	1	▲ 7	▲ 2
公営企業等	下	水道	36	35	33	3	1	A 2
会計部門	そ	の他	54	57	56	▲ 15	3	1
	小	計	147	142	137	▲ 13	▲ 5	4 5
合	計		1,625	1,580	1,520	▲ 58	▲ 45	▲ 60

- (注) 1 平成18年度の職員数は、合併前の熊谷市・江南町及び解散前の荒川南部環 境衛生一部事務組合・熊谷地区消防組合の合算した人数になっています。
 - 2 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職・ 派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(6) 定員適正化計画の状況

ア熊谷市定員適正化計画

平成18年3月に「熊谷市定員適正化計画」を策定し、定員計画のあり方について定めました。しかしながら、平成19年2月13日に江南町と合併したことにより、状況が大きく変わったため見直しを行い、平成20年3月に「熊谷市定員適正化計画(改定)」を策定しました。

(ア) 定員適正化の考え方

地方分権化の進行や市町村合併などの社会情勢の動向、新たな行政課題への対応等を踏まえ、効率的な行政運営を行うため、次の方法等により定員適正化を進めていきます。

- 事務事業の見直し
- 組織・機構の統廃合、縮小
- 指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入
- 多様な雇用形態の導入

(イ) 定員適正化の目標

平成17年度から5年間で職員数を187人削減し、平成22年度当初の職員数1,496人を目標とします。

(ウ) 定員適正化計画の年次別推移

	X	分	17年度		計画年次			18~22年度の	
部門			計画前年	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	減	員	_	72	70	66	48	71	327
職員	増	員	_	14	25	35	27	39	140
総数等	差	引	_	▲ 58	▲ 45	▲ 31	▲ 21	▲ 32	▲ 187
	計		1,683	1,625	1,580	1,549	1,528	1, 496	1, 496

[※] 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派 遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績)

平成19年4月1日現在の定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)は、 次のとおりです。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

	区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	(参考)目標
部門		計画前年	1 年目	2 年 目	3年目	4年目	5年目	
		(人)	(人)	(人)	(人)			
一般行政								
部門	職員数	1,011	990	966	929			
特別行政								
部門	職員数	512	488	472	454			
公営企業								【平成22年度
等 会 計	職員数	160	147	142	137			の職員数目標】
部 門								1,496人
職員	減員	_	▲ 58	▲ 45	▲ 60			
総数等	職員数	1,683	1,625	1,580	1,520			

⁽注)計画期間は、平成17~22年度の5年間です。

|2 職員の給与の状況|

(1) 人件費の状況

平成19年度普通会計決算における人件費の状況は、次のとおりです。

住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	18年度の
(外国人登録を除く)	(A)		(B)	(B/A)	人件費率
203,495人	57, 488, 481千円	3,125,431千円	14,658,723千円	25.5%	25.9%

人口は平成20年3月31日現在です。 **※**

用語の説明

「人件費」

・・・常勤の職員に対する給料、職員手当及び共済費、非常勤の 職員に対する報酬・社会保険料、退職者に対する恩給及び 年金等をいいます。

「普通会計」・・・一般会計、特別会計等の各会計で経理する事業の範囲が、 各自治体で異なっているため、統一的な基準で整理して比 較できるようにした統計上の会計区分をいいます。

(2) 職員給与費の状況

平成19年度普通会計決算における職員給与費の状況は、次のとおりです。

職員数		職員1人当たり			
(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	給与費(B/A)
1,437人	6,225,564千円	1,354,624千円	2,772,066千円	10,352,254千円	7,204千円

※ 職員手当には、退職手当を含みません。

用語の説明

「職員給与費」・・・常勤の一般職の職員に支給する給料及び職員手当(退職 手当を除く。)をいいます。

(3) 平均給料月額及び平均年齢

平成20年4月1日現在の職員の平均給料月額及び平均年齢は、次のとお りです。

職種	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	367, 807円	45歳 2月
技能労務職	352,716円	49歳 4月
企業職	370,908円	46歳 1月

用語の説明

「一般行政職」・・・国の指定統計調査である地方公務員給与実態調査等にお

いて職種を区分する際に用いられるもので、税務職、看 護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教

育職等を除いた職員をいいます。

「技能労務職」・・・土木・清掃・調理等の業務に従事する職員をいいます。

「企業職」・・・地方公営企業に勤務する職員をいいます。

本市の場合、上水道事業に従事する職員がこれに当たり

ます。

(4) 経験年数別·学歴別平均給料月額

平成20年4月1日現在の一般行政職の経験年数別・学歴別の平均給料月額は、次のとおりです。

	経験年数	初任給	10年	15年	20年
区分					
一般行政職	大学卒	178,800円	268,767円	324, 467円	353, 169円
	高校卒	149,800円	_	270,700円	309,775円

(5) 級別職員数

平成20年4月1日現在の一般行政職の級別の職員数は、次のとおりです。

職」	職員数構成比		構成比
8 級	部長	28人	3.5%
7 級	課長	92人	11.4%
6 級	副課長	101人	12.5%
5 級	主幹	122人	15.2%
4 級	係 長	248人	30.8%
3 級	主 任	149人	18.5%
2 級	主事・技師	50人	6.2%
1 級	事務員・技術員	15人	1.9%
計		805人	100.0%

(6) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当は、民間のボーナスに相当する手当です。

平成20年4月1日現在の期末・勤勉手当の支給割合は、次のとおりです。

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.40(0.75)月分	1.60(0.85)月分	3.00(1.60)月分
勤勉手当	0.75(0.35)月分	0.75(0.40)月分	1.50(0.75)月分

- ※ 期末・勤勉手当には、職制上の役職・職務の級等による加算措置があります。
- ※ ()内は、再任用職員の支給割合です。

イ 退職手当

退職手当は、退職事由及び勤続年数に応じて支給されます。

平成20年4月1日現在の退職手当の支給割合等は、次のとおりです。

	自己都合	定年及び勧奨
最高限度額	59.28月分	59.28月分
勤続35年	47.5月分	59. 28月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続20年	23.5月分	30.55月分
1人当たりの平均支給額	- 千円	26,771千円

※ 1人当たりの平均支給額は、平成19年度に退職した定年及び勧奨71人の平均です。

ウ 地域手当

地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に対し支給される手当です。

平成20年4月1日現在、本市では給料、管理職手当及び扶養手当の合計額の6%が支給されています。

なお、地域手当は段階的に引き下げており、平成21年度からは5%となります。

工 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給される手当です。

平成19年4月の勤務に対して特殊勤務手当の支給を受けた職員の割合は53.2%となっており、支給を受けた職員1人当たりの支給額の平均は、5,705円となっています。

また、平成19年度の特殊勤務手当の支給額は、58,957千円となっています。

才 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、管理職以外の職員が正規の勤務時間以外に勤務したときに支給される手当です。

平成19年度の時間外勤務手当の支給状況は、次のとおりです。

支 給 額	職員1人当たりの支給額
336,768千円	268千円

カ 扶養手当

平成20年4月1日現在の扶養手当の支給要件及び支給月額は、次のと おりです。

区		分		内容	
			配偶者		14,000円
			扶養親族1人目	配偶者なし	11,300円
				扶養親族でない配偶者を	900円 6,900円
扶 養	手	当		扶養親族である配偶者あ	9 6,500円
			扶養親族2人目		6,500円
			扶養親族3人目以	,降	6,500円
			教育加算 満15歳	- ~22歳加算(1人当たり)	5,000円

キ 住居手当

平成20年4月1日現在の住居手当の支給要件及び支給月額は、次のと おりです。

	支 給 要 件	支 給 額
貸家・負	省 間	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
持家	新築又は購入から5年以内	7,000円
	上記以外	4,500円

ク 通勤手当

平成20年4月1日現在の通勤手当の支給要件及び額は、次のとおりです。

支 給 要 件	支 給 額
交通機関等(電車等)利用	運賃等相当額(1月当たり55,000円を限度)
交通用具(自動車等)使用	距離に応じた額(1,200円~23,000円)

※ 「運賃等相当額」は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的 と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額により算出します。

(7) 特別職の報酬等

ア報酬等

平成20年4月1日現在の特別職の報酬等は、次のとおりです。

		月 額
	議長	542,000円
報酬	副議長	470,000円
	議員	450,000円
	市長	949,000円
給料	副市長	800,000円
	教育長	741,000円

イ 期末手当

平成20年4月1日現在の特別職の期末手当の支給割合は、次のとおりです。

	支 給	割合
議長	6 月期	2.10月分
副議長	12月期	2.35月分
議員	合 計	4. 45月分
市長	6 月期	2.10月分
副市長	12月期	2.35月分
教育長	合 計	4. 45月分

ウ退職手当

平成20年4月1日現在の特別職の退職手当は、次のとおりです。

	算 定 方 法
市長	給 料 月 額 × 在 職 月 数 × 4 / 12
副市長	給 料 月 額 × 在 職 月 数 × 3.5/12
教育長	給 料 月 額 × 在 職 月 数 × 3 / 12

※ 教育長は、一般職に属し特別職に該当しませんが、その職務と責任の特殊 性を踏まえ、市長・副市長とともに併記してあります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり40時間と定められており、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。そのうち午後0時から午後0時15分までの間及び午後5時から午後5時15分までの間は休息時間、午後0時15分から午後1時までの間は休憩時間となっています。

なお、職場によっては、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度の概要、種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合 休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

なお、休暇の詳細については、別添の資料「休暇の種類及び概要」を参照 してください。

- 〇年次有給休暇:労働基準法第39条の規定に基づいて与えられる有給による休暇で、1年につき最高20日が付与され、翌年に最高20日を繰り越すことができます。
- ○病気休暇:負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないこと がやむを得ないと認められる場合における有給の休暇です。
- ○特別休暇:特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に おける有給の休暇です。

なお、特別休暇には次の種類があります。

- ・公権公務関係選挙権等の行使、官公署へ出頭する場合
- ・母性保護関係産前・産後休暇、妊婦の通院休暇、妊娠の通勤緩和休暇、妊娠娠障害休暇、育児時間休暇、生理休暇
- ・慶弔関係忌引休暇、配偶者及び父母の祭日休暇、結婚休暇
- ・災害事故関係感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律による交通遮断等、災害による住居の消滅、災害又は交通機関の事故、災害時の通勤途上における危険回避
- 家族看護関係出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇、子の看護休暇
- ・福利厚生関係 ドナー休暇、ボランティア休暇、夏季休暇
- ○介護休暇:配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるも

のの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

○組合休暇:職員団体の業務又は活動に従事する期間における無給の休暇で す。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成19年の職員の年次有給休暇の平均取得日数は8.5日となっています(期間は平成19年1月1日から平成19年12月31日までです。)。

(4) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業

育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことを可能とする制度で、育児休業をしている期間の給与は、支給されません。

平成19年度の育児休業の取得状況は、次のとおりです(期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までです。)。

	男性	女 性	合 計
取得者	0(0)人	36(19)人	36 (19) 人
前年	0(0)人	34(16)人	34(16)人

※ ()内は、新規取得者の数で、内書きとなっています。

イ 部分休業

部分休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度(平成20年4月1日改正:小学校就学前の子を養育するため、子が小学校就学の始期に達するまでの期間を限度)として1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について職務に従事しないことを可能とする制度で、部分休業をした期間の給与は、減額されます。

平成19年度の部分休業の取得者はいませんでした。

(5) 時間外勤務の状況

平成19年度の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は、6.87時間となっています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、勤務成績が良くない場合等の法律又は条例に規定される一定 の事由により公務能率の維持向上を目的として行われる不利益処分で、免職、 降任、休職及び降給があります。

平成19年度に分限処分を受けた者は、心身の故障等による休職が6人となっています。

用語の説明

「免職」・・・職員の身分を失わせる処分をいいます。

「降任」・・・職員を下位の職に任命する処分をいいます。

「休職」・・・職員の身分を保有させたまま職員を職務に従事させない処分を いいます。

「降給」・・・職員の給料を現に受けている号給から同一の級の下位の号給に 格付けを変更する処分をいいます。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、法令に違反した場合等の法律に規定される一定の事由により 公務の規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分で、免職、 停職、減給及び戒告があります。

平成19年度に懲戒処分を受けた者は、2人(免職1人・停職1人)となっています。

用語の説明

「免職」・・・職員の身分を失わせる処分をいいます。

「停職」・・・職員の身分を保有させたまま職員を職務に従事させない処分を いいます。

「減給」・・・一定期間だけ給料の一部の支給を停止する処分をいいます。

「戒告」・・・職員がその責任を確認し、その将来を戒める処分をいいます。

5 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

職員には、次のような服務上の義務があり、強い制約を課しています。

内容	地方公務員法の該当条文
法令及び上司の命令に従う義務	第32条
信用失墜行為の禁止	第33条
秘密を守る義務	第34条
職務専念義務	第35条
政治的行為の制限	第 3 6 条
争議行為等の禁止	第37条
営利企業等の従事制限	第38条

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」等により、厚生に関する計画の実施に参加する場合等に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成19年度において承認されたものは、厚生事業の一環として人間ドックを受診したものが689件、リフレッシュ休暇が61件などとなっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

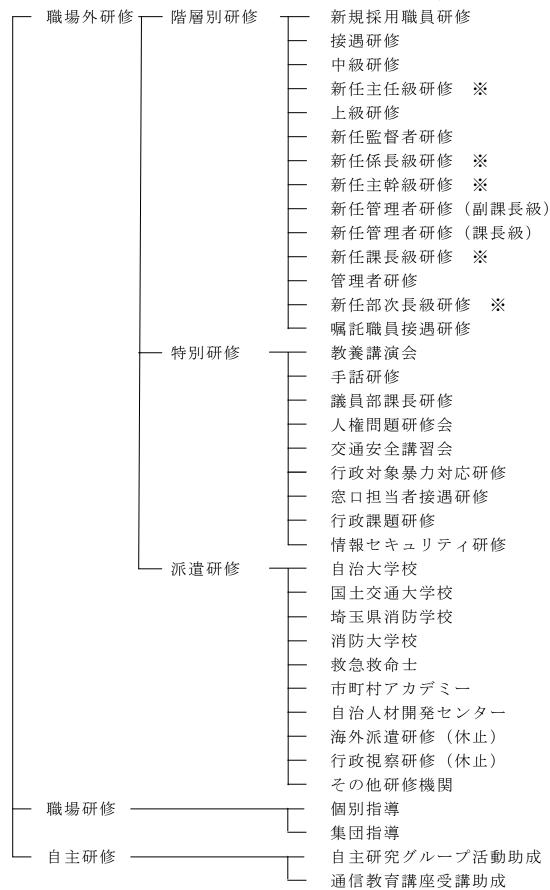
職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事したりしてはならないとされています(地方公務員法第38条)。任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

平成19年度の許可件数は19件で、農業、消防団活動となっています。

6 職員の研修の状況

○研修の概要

(1) 研修体系 平成19年度の研修体系は次のとおりです。



階層別研修の※は、自治人材開発センターで実施する階層別研修に派遣を行うものです。

(2) 実施状況

平成19年度は、延べ3,482人の職員が研修に参加しました。

|7 職員の福祉及び利益の保護の状況|

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

市町村共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業、住宅資金の貸付け等を行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他福利厚生事業として健康診断を実施するほか、職員の互助会組織である熊谷市職員共済組合において、職員の冠婚葬祭等に際しての給付や人間ドックに対する補助等を行っています。

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

市町村共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、平成19年度は1,767,616千円の負担金を支出しました。

その他、平成19年度は、熊谷市職員共済組合に対し、9,000千円の補助金を交付しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てんと被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。 具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成19年度に公務災害として認定されたものは17件(公務災害15件、 通勤災害2件)でした。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度においては、勤務条件に関する措置の要求に係る事案はありませんでした。

用語の説明

「勤務条件に関する・・・給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共 措置の要求」 団体の当局により適切な措置が執られるように、職 員が地方公務員法第46条の規定に基づき公平委員

会に対して行う要求をいいます。

(2) 不利益な処分についての不服申立ての状況

平成19年度においては、不利益な処分についての不服申立てに係る事案は ありませんでした。

用語の説明

「不利益な処分につ・・・懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場いての不服申立て」 合において、職員が地方公務員法第49条の2第1 項の規定に基づき公平委員会に対して行う不服申立

てをいいます。

【資料】休暇の種類及び概要

種類	している。 は は は は は は は	期間又は日数
年次有給休暇		一の年に 20 日
	公務上の負傷又は疾病により療養を要する場合	その療養に必要な期間
病気休暇	結核性疾患により療養を要する場合	1年+勤続年数(1年未満は1年)×20日 ※平成20年4月1日に上記下線部分を廃 止
[有給]	上記以外の負傷又は疾病により療養を要する場合	90日+勤続年数(1年未満は1年)×20日 ※平成20年4月1日に上記下線部分を廃 止 (特定の疾病の場合-90日の範囲内で加 算した期間)
特別休暇 [有給]	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署 へ出頭する場合	必要と認める期間
	出産の場合	出産予定日6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間(2週間の範囲内の期間を加算することが可能)
	妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法に規定する保 健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回、1回につき1日の範囲内
	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持 に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内
	妊娠中の職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難 な場合	14日の範囲内
	生後1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ 45 分間
	生理のため勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内
	次の者が死亡した場合配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、伯叔父母	配偶者(10日)、父母(血族7日、姻族3日)、子(血族5日、姻族1日)、祖父母(血族3日、姻族1日)、孫(1日)、兄弟姉妹(血族3日、姻族1日)、伯叔父母(血族1日、姻族1日)
	配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ 1 日
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若し くは遮断又は健康診断の場合	必要と認める期間
	災害による職員の現住居の消滅又は破壊の場合	7日の範囲内
	婚姻する場合	7日の範囲内
	妻が出産した場合	3日の範囲内
	妻が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するま	[小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合] 出産予定日の6週間(多児妊娠の場合は、 14週間)前の日から産後8週間を経過する 日までの期間に5日の範囲内
	での子を養育する場合	[小学校就学の始期に達するまでの子がいない場合] 出産日から8週間を経過する日までの期間に5日の範囲内
	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年に5日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著し く困難な場合	必要と認める期間
	地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避 する場合	必要と認める期間
	骨髄移植のため骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の 申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄 液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認める期間

	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年に5日の範囲内
	その他任命権者が必要と認める期間	必要と認める期間
介護休暇 [無給]	職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 [以下は同居の場合に限る] 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫(その父母のいずれもが死亡している者に限る)	左記の者が介護を必要とする一の継続する 状態ごとに連続する6月の範囲内
組合休暇[無給]	登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合	一の年に 20 日の範囲内